

## 滋賀県消費者基本計画（第3次）原案に係る県民政策コメントの結果について

### 1. 県民政策コメントの実施結果

平成 27 年 12 月 22 日（火）から平成 28 年 1 月 21 日（木）までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「滋賀県消費者基本計画（第 3 次）」に対する意見・情報の募集を行った結果、2 団体から、11 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県消費者基本計画（第 3 次）（原案）」によっています。

### 2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
全体	—
第 1 章 計画の基本的な考え方	—
第 2 章 消費生活をめぐる現状と課題	—
第 3 章 消費者施策推進の基本方針	—
第 4 章 消費者施策の展開	—
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	1 件
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	6 件
基本方針Ⅲ 消費者被害防止と救済	4 件
第 5 章 関係機関・団体との連携強化	—
第 6 章 計画の推進体制と進行管理	—
合 計	11 件

## 消費者基本計画（第3次）（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
第4章 消費者施策の展開			
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保			
重点施策1 消費者取引の適正化			
1	27	<p>「景品表示法に基づき、適正な広告・表示を行うよう事業者に対する指導を強化します。」と記載されているが、これまで県が、この分野に関してどのような指導をどの程度行ってきたのか明らかではない。</p> <p>基本計画において、この点についての指導の数値目標を掲げるなどして、重点的に取り組みを行うことを期待する。</p>	<p>消費者施策の実施状況や進捗管理については、毎年度その結果を、滋賀県消費生活審議会での確認・評価を経て、県ホームページで公表しており、その中で、景品表示法に違反した事業者に対する指導の内容や案件についてもお示しています。なお、平成26年度は計画(原案)17ページにも記載のとおり、8件の注意を行っております。</p> <p>事業者に対する行政指導等については、同法に違反する事案について適正かつ速やかに対処することが求められており、指導件数を目標として設定することは適切ではないと考えております。</p> <p>なお、不適切な表示がなされるのは、同法で禁止されている事項や、その内容を理解していない事業者があることも要因のひとつだと考えられるため、同法の制度周知を図ることとし、次のとおり修正します。</p> <p><b>【具体的な取組】景品表示法に基づく表示指導</b></p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>景品表示法に基づき、適正な広告・表示を行うよう事業者に対する指導を強化します。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>景品表示法に基づき、適正な広告・表示を行うよう事業者に対する指導を強化します。また、景品表示法に関する説明会を開催する等、法や制度の周知により、表示の適正化を図ります。</p>
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援			
重点施策5 消費者教育・学習の推進			
2	32	<p>滋賀県消費者教育推進計画を早期に策定するとともに、消費者教育を推進する体制を整えることが望まれる。</p>	<p>従来の滋賀県消費者基本計画でも、消費者教育については記載しており、今回の「消費者基本計画(第3次)」より、消費者教育に関する部分を拡充させ、消費者教育推進計画としても位置付けることとしています。</p> <p>また、消費者教育を進めるにあたっては、「第5章 関係機関・団体との連携強化」に記載のとおり、消費者団体や弁護士会等、消費者教育の実施主体である各関係団体の専門や得意分野を活かしながら連携・協働していくとともに、実施主体間</p>

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
			のネットワークを広げるため、情報交換や交流の場(機会)づくりに取り組んでいくことにしています。
3	32	大学等の設置主体が消費者教育を展開できるよう、県は先進的な取組事例の情報を積極的に収集し、設置主体に提供すべき。	<p>設置者による自主的な取組が実施されるよう、ご意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>また、大学生や専門学校等の学生に対しては、消費社会において消費者としてより社会との関連が深まり、経済活動の範囲も広がる時期のため、消費者問題に対する情報等を提供していきます。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>また、<u>消費者としてより社会との関連が深まり、経済活動の範囲も広がる</u>大学生や専門学校等の学生には、<u>消費者問題に関する情報等を提供するとともに、大学等の設置主体に対しては、消費者教育の自主的な取組が行われるよう促します。</u></p>
4	33	大学等における消費者教育の一層の充実が求められる。大学等の設置主体との意見交換などを通じ、若者に対する消費者教育の重要性についての理解を求める取り組みを進めたり、大学生協と協働した取り組みを行うなど、大学での消費者教育を強化すべき。(同様の意見ほか1件)	<p>大学等での消費者教育が充実するよう、ご意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>【具体的な取組】大学等に対する消費者教育推進の要請</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>大学等の設置者に対し、消費者教育の実施を求めています。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p><u>消費者教育の重要性についての認識を共有できるよう、大学等の設置者との意見交換等を通じて、消費者教育の自主的な取組が行われるよう促します。</u></p>
5	33	大学等の設置主体が県消費生活センターおよび弁護士会等の外部機関と連携した出前講座を活用し、十分な消費者教育を実施できるよう、県において必要な予算措置を講じるべき。(同様の意見ほか1件)	<p>消費者教育推進法(第12条)で、地方公共団体は、大学等での消費者教育が適切に行われるよう自主的な取組を促すこと、消費者教育を指導する教職員等への研修機会の確保や情報提供等を行うこととされています。</p> <p>現在、県は弁護士会と連携して、大学への出前講座を実施しているところですが、設置者自身による消費者教育の自主的な取組が進むよう、促してまいります。</p>
基本方針Ⅲ 消費者被害防止と救済			
重点施策8 高齢者等への支援			
6	39 ～ 41	改正消費者安全法が施行される予定であることを踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設立の準備に着手することを明記すべき。	改正消費者安全法(平成28年4月施行)では、地方公共団体は、消費者安全確保地域協議会を設置できるとされましたが、当協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う上で必要な情報を、秘密保持義務のもと、構成員間で共有できることが大きな特徴となっています。

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
6	39 ～ 41		県は、市町を中心とする地域での見守りのための取組が進むよう、先進事例等の情報収集および提供に努めるなど、市町や関係者への支援を行ってまいります。
7	40	高齢者等の見守り体制の充実強化を図ることが記載されているが、福祉関係者や介護事業者との日常的な連絡体制の構築など、より具体的な施策が明記されることを期待する。	高齢者等の見守りに関しては、各地域で既存ネットワークの取組が先行していることから、重点施策8「高齢者等への支援」において、「…市町における福祉や防災分野での見守り活動など、既存ネットワーク等との連携により、地域の実情に応じた取り組みが進むよう…地域での見守り体制充実のための支援を行います。」としているところです。 今後も、地域での見守り体制の整備が進むよう、市町の支援に努めてまいります。
重点施策9 法令違反事業者等への指導強化			
8	41	「特に苦情相談の多い悪質事業者に対しては、国や他都道府県、警察とも緊密に連携し、行政処分や指導などの厳正な対処を行い、被害の拡大防止と被害の未然防止を図ります。」とされている。実際には、特定商取引法または県条例に基づく行政処分は、平成22年度以降の5年でわずか3件にとどまっているため、適切な法令執行の確保を求める。	従来より、悪質事業者に対しては法令等に基づき適正に対処してきております。近年は、消費者被害が拡大してから事業者に対して行政処分を行うのではなく、早期に行政指導を行い、被害の拡大防止を図っています。今後は、特に苦情の多い悪質事業者に対して、警察等とともに緊密に連携を取ることにより情報収集等に努め、厳正に対処してまいります。 また、消費者教育の一環として、消費者に対して、積極的な情報提供の呼びかけも行ってまいります。
9	41	内閣府消費者委員会の専門調査会においても、訪問販売、電話勧誘販売をあらかじめ拒否する意思表示をしている者に対する勧誘禁止の制度を導入することが議論されている。条例では既に前記のような規定が導入されており、これを十分に活用して、不招請勧誘を端緒とする消費者被害の防止に積極的に取り組むべき。いわゆる「訪問販売(訪問買い取り)お断りステッカー」の取り組みを県においても積極的に推進し、ステッカー表示のある世帯に対する訪問販売を排除する施策を講じることを求める。	不招請勧誘規制制度については、現在、内閣府消費者委員会特定商取引専門調査会において検討中であり、県としては国の動向を情報収集してまいります。 ご意見につきましては、今後の施策実施の参考とさせていただきます。